

神戸市青少年育成委員功労者表彰要綱

令和6年4月1日

地域協働局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、地域において長年にわたり青少年の健全育成に取り組んでいる青少年育成委員に対してその功績を表彰し、今後における活動の振興を図ることを目的とする。

(被表彰者)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 青少年育成委員として15年以上青少年育成活動に従事し、現在も活動中である者。
- (2) 青少年育成委員として10年以上青少年育成活動に従事し、在任中に死亡した者。
- (3) 前2号のほか、功績が顕著であり特に表彰が必要と認められる者。

2 前項において、青少年育成委員とは、青少年育成協議会活動支援要綱（令和6年4月1日地域協働局長決定）第2条第5項に定める者とする。ただし、期間の算定にあたっては、神戸市青少年育成協議会規約（令和2年3月31日廃止）第27条ならびに青少年育成協議会活動支援要綱（令和6年3月31日廃止）第2条第5項に定める青少年育成委員であった期間を含むものとする。

(被表彰者の推薦)

第3条 被表彰者の推薦は、区長が、前条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者を被表彰者候補者とする推薦書を、地域協働局長に提出することにより行う。

(表彰)

第4条 前条に定める推薦のあった被表彰者候補者のなかから、地域協働局長が被表彰者を決定し、神戸市青少年育成協議会会長（以下、「会長」という。）が表彰状を授与して表彰を行う。

2 前項に定める被表彰者の決定にあたり、地域協働局長は、会長または神戸市青少年育成協議会委員のうち会長が指名する者に意見を求めることができる。

(細目)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は地域協働局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。